

※ 登録番号	第 381号 (令和3年10月10日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	法人	個人
(ふりがな) 3.商号又は名称	かぶしきがいしゃだいわこうむてん 株式会社ダイワ工務店	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	おくだまさよし 代表取締役 奥田昌義	
5.資本金額	1000万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
奥田昌義 (おくだまさよし)	代表取締役	常勤 非常勤
奥田知子 (おくだともこ) 奥田祥代 (おくださちよ) 奥田麻里 (おくだまり)	取締役 取締役 監査役	常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
おくだまさよし 奥田昌義	代表取締役	
計 1 名		

## 8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
株式会社ダイワ工務店 本 店	平成1年4月20日	大阪府寝屋川市末広町1番12号
計 1 店		

## 9.業務の方法

<p>1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①種類:主に住宅、土地</li><li>②規模:主に住宅、土地とも面積100㎡以上</li><li>③所在する地域:主に大阪府内と隣接する都道府県</li></ul> <p>2. 助言の方法は、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産連用に係る助言等</p> <p>3. 報酬体系の算定方法</p> <p>報酬=直接人件費+経費+技術料+特別経費 (取引に係る消費税を加算する。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1. 直接人件費 投資助言業務に関して必要となる人件費(1万円から10万円/1日あたりの額)に、当該業務に従事する延べ日数を乗じた額の合計。</li><li>2. 経費 直接経費と間接経費に分けられる。<ul style="list-style-type: none"><li>直接経費:印刷製本費、複写費、資料調査費、交通費等の業務に関して直接必要となる経費の合計。</li><li>間接経費:投資助言業務を運営していくために必要な人件費(上記1.直接人件費は除く)、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、賃貸料(含、コンピューター使用料)、消耗品費等の経費の合計</li></ul></li><li>3. 技術料 投資助言業務において発揮される技術力、創造力、業務経験、総合企画力、情報の蓄積などの対価とされる額であり1件に付3万円から業務の内容により算出する。</li><li>4. 特別経費 出張旅費、宿泊料その他依頼者から特別の依頼に基づいて必要となる費用(上記1.直接人件費及び2.経費を除く)の合計</li><li>5. 取引に係る消費税 消費税法と地方税法の規定により算出する。</li></ul> <p>4. 業務の受託、報酬の受領時期</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1. 業務の受託については、依頼者との契約締結後</li><li>2. 報酬の受領時期は、単発的な助言の場合は、助言報告書提出時とし、継続的な助言の場合は毎月末日とする。</li></ul>
--

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
② 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	大阪府知事 (4) 第50292号	平成30年11月26日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

不動産宅地建物取引業  建築工事業
-------------------------

12.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住 所
おくだまさよし 奥田昌義	174株	87%	大阪府

13.役員の内職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類